



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

相模原市と藤野町との合併協議が始まる

相模原市と藤野町で構成する「相模原市・藤野町合併協議会」の第1回協議会が、4月25日（月）午後3時からけやき会館5階大樹の間で開催され、相模原市と藤野町による合併に関する協議がスタートしました。

当日は、協議会の規約・規程などに関する報告や、平成17年度事業計画、予算、合併協定項目、合併の方式などの協議が行われました。議事の内容については、次のとおりです。

報告事項

次の規約・規程について、報告し、承認されました。

第1号 協議会規約について
協議会の目的、組織、事務等について定めたもの。

第2号 幹事会規程について
協議会を構成する各市町の助役等が構成員となる幹事会の運営等について定めたもの。

第3号 専門部会規程について
協議会を構成する各市町の部長、課長等が構成員となる専門部会の運営等について定めたもの。

第4号 事務局規程について
事務局が行う事務の内容など、事務局運営等について定めたもの。

第5号 財務規程について
予算・決算の手続きなど、協議会の財務について定めたもの。

第6号 会議運営規程について
協議会の会議の運営について定めたもの。

第7号 会議傍聴規程について
傍聴の手続きなど、協議会が開催する会議の傍聴について定めたもの。

主な意見

藤野町委員

合併の是非をどのように協議するのか。また、協議事項について、会長からだけでなく委員からの提案を認めてはどうか。

事務局

合併の是非は、合併協議項目の積み重ねの結果だと考える。合併協議項目の全てについて合意ができれば合併は是となるものである。また、協議項目は専門的なものが多いため、専門部会、幹事会を経て会長から提案させていただくことになっている。

藤野町委員

会議の議事の進め方について、全会一致でない場合でも3分の2以上の賛同をもって進めてしまうのか。あるいは分科会を設置し別に協議す

ることもあるのか。

小川会長

議決は原則として全会一致であるが、そうでない場合は皆さんの意見を聞きながら進める。

協議事項

第1号 平成17年度事業計画について

原案のとおり決定

- 1 会議の開催
相模原市及び藤野町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 合併市町村基本計画の作成
合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成する。
- 3 行政制度等の調整方針の協議
主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。
- 4 合併協定書の調印
合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書の調印を行う。
- 5 広報の実施
合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

第2号 平成17年度予算について

原案のとおり決定

平成17年度予算
歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金	1 負担金	40,000
歳入	合計	40,000

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 事業推進費	34,940
2 総務費	1 事務局費	4,889
3 予備費	1 予備費	171
歳出	合計	40,000

主な意見

藤野町委員

合併協定書の調印は町と市で行うので、協議会で調印するのはおかしいのではないか。

事務局

合併協定書は、協議会の中で議論した内容を取りまとめるものであり、構成団体に確認のため調印を行うも



のである。

藤野町委員

意見募集はどのような方法で行うのか。また、3つの協議会で合同発行する協議会だよりの費用負担はどのようになっているのか。

事務局

ホームページ等への意見の書き込みや電話等による意見募集を考えており、合併市町村基本計画を作成する際の意見募集を実施することにより、パブリックコメントと同様の効果が得られると考える。また、協議会だよりの費用は、3つの協議会で合同発行した場合には、それぞれ3分の1ずつ負担することで取り決めている。

藤野町委員

既に1市2町で協議済みの案件について、この協議会ではどのように調整するのか。

事務局

1市2町の協議結果を踏まえ協議することが論理的だと考える。

第3号 合併協定項目について

原案のとおり決定 (ただし、合併市町村基本計画の協議の中で、合併について総合的に意見を述べあう機会を設けることを確認した。)

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置

主な意見

藤野町委員

合併市町村基本計画は別組織を作って検討されたものが協議会に提出されるのか。

事務局

1市3町任意合併協議会の「まち

相模原市・藤野町合併協議会

相模原市と藤野町の合併協議が始まる・・・1～3面

相模原・津久井地域合併協議会 (相模原市・城山町・津久井町・相模湖町)

5月16日合併協議が始まる・・・3面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

神奈川県知事へ要望書提出・・・3面

づくりの将来ビジョン」や1市2町の「まちづくり計画」との整合性を図りながら、藤野町市町村合併推進協議会で検討された「ふじのまちづくりビジョン」を参考に事務局で案を作成する考えである。

藤野町委員

合併協定書の調印については、報告事項ではなく協議事項にしてほしい。

藤野町委員

協議事項は事務事業を協議するもので、合併の是非を協議項目の1つとするのはおかしいと考える。

牛山アドバイザー

合併協定項目の中に合併の是非を入れると、この協議会で合併が決まるという趣旨にとられかねない。合併はそれぞれの自治体の議会で議決がされたときに決まる。したがって、合併協定項目に合併の是非を入れることは制度上あまり適切ではない。合併協定項目の内容について合意がされなければ、委員、首長、議員の意見を

踏まえて、協議会解散となり、合併が否定されたということになると思う。

相模原市委員

前向きな意見を出しながら協議を進めてほしい。

相模原市委員

合併市町村基本計画の協議の中で、総合的に意見を述べる場を設けてはどうか。

第4号 合併の方式について

原案のとおり決定

合併の方式は、藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

第5号 事務事業一元化の基本方針

原案のとおり決定

原案は、左下表のとおりです。

合併の方式（編入合併と新設合併）の主な比較

	編入合併	新設合併
の合併市町村	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。	新たに制定する。
の市長町村	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。	消滅する合併関係市町村の長は失職する。
議会の議員	原則として編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職する。ただし、定数、任期などについて合併新法による特例がある。	原則として消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職し、合併市町村において設置選挙を行う。ただし、定数、任期などについて合併新法による特例がある。

合併新法：3面の「合併特例法と合併新法の違いは？」をご覧ください。

事務事業一元化の基本方針

1 基本原則

事務事業の一元化を図るにあたり、次のことを基本原則とします。

- (1) 新市としての一体性をできるだけ早く確保すること。
- (2) 住民福祉の向上に努めること。
- (3) 使用料・手数料や地方税などの負担が公平となるよう努めること。
- (4) 健全な財政運営に努めること。
- (5) 行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めること。
- (6) 地域特性の尊重に努めること。

2 調整方針

基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。また各市町の制度のうち、地域特性を有するものや、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響があるものについては、経過措置を設定するなど円滑な移行に向けた調整を図るものとします。

3 調整方針の区分

調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として定めます。

調整方針の区分	調整方針の具体例
現行	現行のまま存続 ・現行のまま新市に引き継ぐ。
統合	合併時に統合 ・合併時に相模原市の制度に統合する。 ・合併時に相模原市の制度を適用する。
	速やかに統合 ・合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 ・合併後速やかに相模原市の制度を適用する。 ・合併後速やかに新市において検討する。
	段階的に統合 ・合併後3年(5年)以内に相模原市の制度に統合する。 ・合併後3年間(5年間)で相模原市の制度を適用する。 ・合併後3年間(5年間)で段階的に相模原市の制度に統合する。 ・合併後3年(5年)を用途に、新市において検討する。
廃止	廃止の方向で調整 ・合併時に廃止する。 ・合併後速やかに廃止する。 ・合併後3年(5年)以内に廃止する。 ・合併後3年間(5年間)で廃止する。 ・合併後3年間(5年間)で段階的に廃止する。

経過措置の期間の設定については、原則として3年間とします。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とします。

4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分

事務事業の調整方針は、次に掲げる協議ランクに応じた組織において決定するものとします。

- ・ランクA 合併協議会で協議すべきもの(合併協議項目)。
- ・ランクB 専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの。
- ・ランクC 専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの。

主な意見

藤野町委員

「新市において検討する」とは、どのような組織体制で決めていくのか。藤野町の意見はどう反映されるのか。

事務局

地域自治区を設けることになれば、旧町の地域のまちづくり等について様々な意見を伺う場が確保される。

相模原市委員

それぞれの協議事項を協議する中で様々な意見を出していくのがベストだと思う。

その他

(1) 協議スケジュール(案)について

事務局より右下表のとおり報告がありました。

(2) 今後の協議会開催日程(案)について

第2回は、5月26日(木)午後1時から神奈川県立藤野芸術の家で行うこととなりました。(詳しくは、4面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

主な意見

藤野町委員

町議会で慎重な合併協議を求める附帯決議をしており、7月の町長選

挙後に事実上の協議をお願いする。また、1回あたりの協議項目を少なくしてほしい。

事務局

第3回以降の日程及び協議内容等は、幹事会、あるいは正・副会長会議等で協議し、決定させていただきたいと考える。

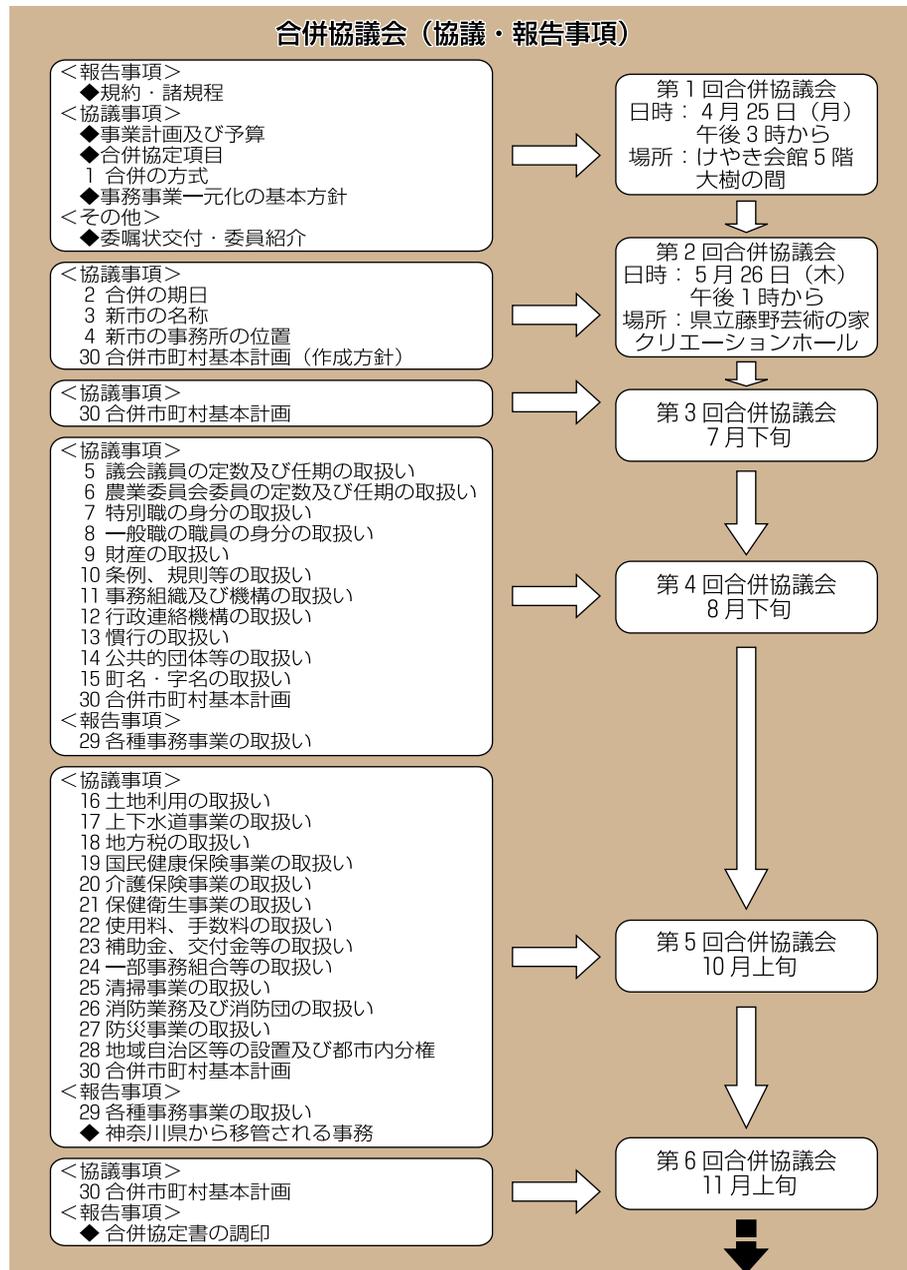
藤野町委員

議会の附帯決議や町長選挙のことは協議会には関係ないと思っている。そのときの事情により変わる可能性はあるが、この計画どおり進行してほしい。

牛山アドバイザー

全国的には合併で飛び地になる事例が生じているが、これは、合併協議が調わない自治体が抜けていった結果、飛び地になるという制度上の問題があるからだ。この地域では、まだ合併協議が続いているので、飛び地になってしまってもいいの、という点も踏まえて、1市4町が、それぞれの協議会で、まちづくりについて真摯な議論ができるかどうかということが非常に重要だと思う。個別の事情に振り回されるのではなく、まちづくりの観点から、いい自治体をつくるにはどうしたらいいかを考え、また、都市内分権の問題等も、より実のあるものにしていくことによって、合併に伴う不安を払拭していくことが重要である。そうした視点から、2自治体の間で、合併に向け、より建設的な議論がされればと思う。

相模原市・藤野町合併協議会協議スケジュール

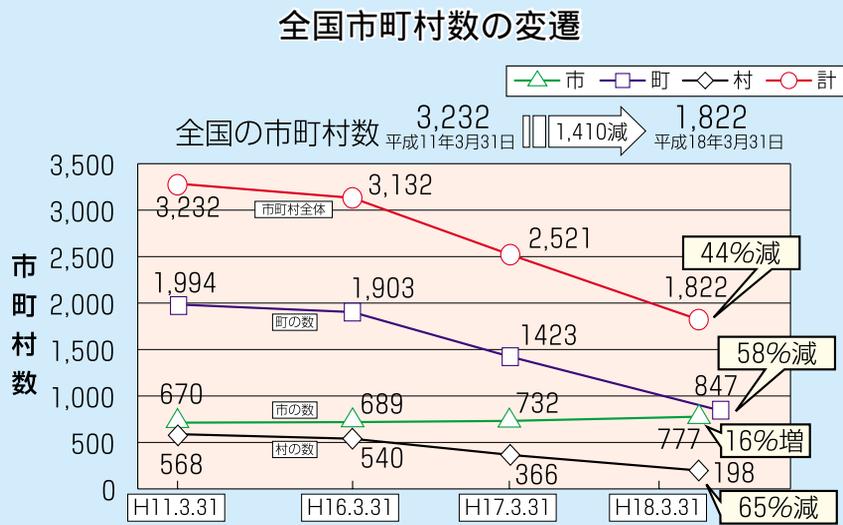


※協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定していますが、協議の過程で適宜追加等を行うものとします。
※協議会において、協議事項の協議が調わなかった場合には、継続協議として次回会議に改めて諮るものとします。
※各種事務事業の取扱いは、専門部会の調整状況を見ながら、随時幹事会、協議会に諮るものとします。

相模原市・藤野町合併協議会委員等名簿 (平成17年5月15日現在)

Table with columns: 区分 (区, 市長, 副会長, 委員), 氏名, 備考. Lists members of the merger council including Mayor Y. Ono and Councilor S. Yamada.

全国の市町村合併の状況



総務省において市町村合併の状況が、とりまとめられておりますので、お知らせします。平成18年3月31日には、市町村数は全国で1,822となる予定で、平成11年3月31日(3,232)時点と比べて、581件の合併が行われることにより、全国で1,410の市町村が減少することとなります。

相模原・津久井地域合併協議会 5月16日合併協議が始まる

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、本年4月1日付けで、法律に基づく合併協議会を設置し、第1回協議会を5月16日(月)に開催することになりました。

また、これにより、平成16年4月1日付けで設置した任意の合併協議会は、本年3月31日をもって解散しました。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 神奈川県知事へ要望書提出

小川相模原市長、天野津久井町長、溝口相模湖町長は、4月18日(月)に神奈川県知事を訪れ、合併に伴う電算システムの統合や事務事業の一元化に要する経費などに対する財政支援の要望を行いました。

【要望内容】

- 合併準備に対する財政措置
新市のまちづくり推進のための事業に対する財政措置
事務事業の一元化に要する経費に対する財政措置
中核市事務等の移管に伴う経費に対する財政措置、人的支援
住民サービスに要する県施設等の無償による借用
津久井広域道路等の早期整備

事業計画及び予算について

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の平成17年度の事業計画及び予算は次のようになっています。

【事業計画】

- 会議の開催 相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
合併準備の推進 合併時まで調整するとして事項や合併関連準備事務の推進状況を確認し、円滑な新市への移行を図る。
広報の実施 合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。
その他必要な事業 国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。

【予算】

(単位:千円)

Table showing budget items: 歳入 (歳入合計 17,000) and 歳出 (歳出合計 17,000).

Table showing budget items: 歳出 (事業費 13,505, 総務費 2,777, 予備費 718, 歳出合計 17,000).

合併特例法と合併新法の違いは？

平成17年3月31日が適用期限であった『市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という)』に代わって、平成17年4月1日に『市町村の合併の特例等に関する法律(以下「合併新法」という)』が新たに施行されました。

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は平成17年3月31日に神奈川県知事へ合併の申請を行いましたので、経過措置により合併特例法の適用を受けます。

平成17年4月1日以降(平成22年3月31日まで)に合併する市町村には、合併新法が適用になります。

合併特例法と合併新法の主な違いは、次のとおりとなっています。

Comparison table between '合併特例法' and '合併新法' covering application periods, master plan creation, local tax calculations, and special provisions.

地方税の不均一課税ができる特例、市町村議会の議員の定数・在任の特例や農業委員会の委員等の特例など市町村合併にあたっての障害を除去する規定については、合併特例法と基本的に同様の規定となっています。

合併市町村基本計画...合併特例法では市町村建設計画という名称でした。合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画です。

